



熊本県公報

号外 第23号
令和8年(2026年)
3月31日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則
..... (くらしの安全推進課) 1
- 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を
改正する規則..... (自然保護課) 1
- 熊本県道路占用規則の一部を改正する規則..... (道路保全課) 1

規 則

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第13号

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県少年保護育成条例施行規則(昭和46年熊本県規則第34号)の一部を次のよう
に改正する。

第2条第1項第1号中「第50条第11号」を「第50条第13号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第14号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第58
号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「第9条」を「次条」に、同項第3号ア中「第10条の3」を「
第10条の3第1項」に、同項第4号ク中「土留よう壁」を「土留擁壁」に、同号ヌ中「
第2条第10項」を「第2条第11項」に改める。

第9条第1項第3号中「第8条第1項第3号ア及びイ」を「前条第1項第3号ア及びイ」
に、同項第4号中「第8条第1項第4号アからフまで」を「前条第1項第4号アからフま
で」に改める。

第23条第8号ク中「同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は」
を削り、「第21条」を「第21条第1項」に改め、「旅客不定期航路事業の許可を受け
た者」の次に「、同法第22条第1項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者
又は同法第23条第1項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者」を加える。

第28条第2号エ中「第1号イ」を「前号イ」に改める。

第35条第1項第2号ウ(ア)中「第5条」を「第6条」に改める。

第38条第1項中「4号」を「第4号」に、「(第37条)」を「(前条)」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第15号

熊本県道路占用規則の一部を改正する規則
熊本県道路占用規則(昭和40年熊本県規則第50号)の一部を次のように改正する。
別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第2条関係)

道路占用更新許可申請(協議)書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所
氏 名
(電話番号)

道路法第32条第1項(第32条第3項、第35条)の規定により、次のとおり更新の許可を申請(協議)します。

占用の目的			
占用の場所	路 線 名	車道・歩道・その他	
	場 所 (所在地)		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで 間		
占用物件の 安 全 性	<input type="checkbox"/> 安全性を確認しました。 (占用物件の安全性に問題がないことを確認した場合は、 <input type="checkbox"/> にレ点を入れてください。)		
備 考 (通信欄)			

- 注1 「許可申請(協議)」、「第32条第1項(第32条第3項、第35条)」及び「許可を申請(協議)」については、該当するものを○で囲んでください。
- 2 申請者が法人である場合は、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 「車道・歩道・その他」の欄については、いずれか該当するものを○で囲んでください。
- 4 許可書の写しを添付することにより、占用の目的、占用の場所及び占用物件の各欄の記載を省略することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県道路占用規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県道路占用規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。